

第 2 回
2016 年度 DRP 検討委員会 議事録

日時： 2017 年 3 月 22 日（月）13:00～14:21
場所： JPNIC 会議室

1. 議題

1. 「2016 年度 DRP 検討委員会答申」案および「(別紙) 主な変更点に関する論点整理」について
2. 議論検討
3. 今後の予定
4. その他

2. 資料

- | | |
|---------|----------------------------------------------------------------------|
| 資料 1 | 2016 年度 DRP 検討委員会答申（案） |
| 資料 2 | 主な変更点に関する論点整理 |
| 資料 3 | 無題（手続規則第 2 条修正案） |
| 資料 4 | 今後のスケジュールについて |
| 参考資料 1 | JP ドメイン名紛争処理方針(JP-DRP) |
| 参考資料 2 | JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則 |
| 参考資料 3 | 属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則 |
| 参考資料 4 | 汎用 JP ドメイン名登録等に関する規則 |
| 参考資料 5 | 都道府県型 JP ドメイン名登録等に関する規則 |
| 参考資料 6 | Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy (UDRP) |
| 参考資料 7 | 統一ドメイン名紛争処理方針（日本語訳） |
| 参考資料 8 | Rules for Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy (UDRP Rules) |
| 参考資料 9 | 統一ドメイン名紛争処理方針のための手続規則 |
| 参考資料 10 | JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則の補則 |
| 参考資料 11 | WIPO Supplemental Rules for UDRP（日本語訳付） |
| 参考資料 12 | 検討委員会規程 |
| 参考資料 13 | JPNIC 個人情報保護方針 |

3. 出席者(50音順)(敬称略)

	氏名	所属
委員長	井上 葵	アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 弁護士
委員	卜部 晃史	弁護士法人 瓜生・糸賀 法律事務所 弁護士
委員	早川 吉尚	立教大学 教授/弁護士
委員	堀籠 佳典	桜坂法律事務所 弁護士/弁理士
担当理事	曾根 秀昭	JPNIC 常務理事 DRP 担当

オブザーバ：新井田 奈穂（日本知的財産仲裁センター）

JPNIC 事務局：前村 昌紀、山崎 信、藏増 明日香

4. 議事

13時00分に委員長の井上氏により開会された。

1. 資料確認

第1回会合議事録案および資料1乃至3について、事務局前村より説明を行った。

2. 議論検討：JIPACからの要望に基づく検討事項について

資料1乃至資料3に基づき、以下のとおり議論がなされた。

(1) 手続きの電子化と2016年度検討委員会の今後の進め方について

- 答申案を卜部委員によって作成頂き、他の委員からコメントも頂いた。電子化に関係する条文の検討は切り離して考えるべきではないかとの意見を委員の方々から頂いている。
- 資料4の今後のスケジュールを見ると、今日の委員会で2016年度DRP検討委員会の中間報告を取り纏めるとなっている。しかし、手続きの電子化に関わらない部分を本日確定させるのであれば、「中間報告」という言葉は適切ではないように思う。「中間報告」というよりも、現時点で結論を出すことができる部分については改定案を「第一次答申」として纏め、更なる検討が必要な、手続きの電子化に関わる部分については「第二次答申」という形の方が適切かと思われるが、如何か。本日、JIPACの担当者の方も来て頂いていることもあり、手続きの電子化については十分議論の上、決めていく方がよいのではないか。
- そのように切り分けた方がJPNICとしても取り扱いが容易だろうと思う。(JPNIC)
- JP-DRP紛争処理方針および手続規則の改定は、2回にわたって行うということか。
- そうなるが、改定の発効をいつにするかという問題はまた別になる。2回にわたる改定を、JPNICの理事会承認の関係もあり、実質的に1回で発効させることになるかと思う。
- JPNICとしては、手続きの電子化について結論が簡単には出ないのではないかと考えた。そのため、第一次答申という形で一旦改定してしまう方がよいのかなと思う。手間はかかることになるが、それはそれ程問題ではないかと思う。受け取った答申については、どのように扱うかはJPNICの役員と相談したい。(JPNIC)

- 第2条、第3条、第5条が手続きの電子化に関する条文と認識している。項番1および2は電子化に関する話なので先送りにする、項番3、項番4、項番5、項番6、項番7、項番8、項番9、項番10、項番11、項番12は今回確定できるということ。
- 項番13があったが、項番13は答弁書の提出期限に関する話で、該当条文が手続規則の第5条となる。第5条は、手続きの電子化に関する条文で項番2の該当条文でもあるため、項番13は項番2と纏めた。
- 項番13、書類の送付に関する条文。先送りにした方が同じ条文を2回変えなくて済むので先送りでよいか。
- 先送りでよいと思う。(JPNIC)
- 同意する。
- 第一次答申は、現状の答申案でほぼ固まりつつあるということか。第一次答申の中で、電子化については検討中であるということは何の程度書くべきか？現在の答申案では、少し触れている程度になっている。
- これでよいのではないか。
- 電子化に関わる項番は別紙の中で残す必要はあるか？
- 項番自体は残して、先送りとした方がよいように思う。(JPNIC)
- その方が分かり易いかも知れない。それでは、残して、「検討結果」の欄には「検討中」と書くことにする。それであれば、方針はほぼ固まった状態。本日は、JIPACの方も来て頂いているので、電子化に関する議論をした方がよいかと思う。
- 項番3から項番12は一読しているという前提。今日異論が出なければ、それでよしとする。
- 本日、各項番もう一度確認するか、電子化に関する議論をするか。
- 再確認は必要ないのではないか。
- 1点だけ項番9の申し立ての送り仮名について。JPRSから送り仮名に関する要望が出されているが、名詞の場合は「申立て」と「て」だけを送り仮名をつける(送る)。後ろに名詞が続く場合は送り仮名をつけない(送らない)。動詞になる場合は「申し立て」と、2箇所送り仮名をつける(送る)との提案になっている。できれば統一できればと思う。(JPNIC)
- それを項番9に加えればよいということか？
- 一般的なルールかと思うので、それを項番9に追加すればよいと思う。
- 検討結果にそのように書き加えれば。(JPNIC)
- 具体的にどこの条文に関する話ではなく、送り仮名に関するルールに従って全体を修正するということか。
- そのとおり。
- JP-DRPが作られた当初に若干不統一なところが出てしまったのだと思う。
- 修正案をメールで後日流して確認頂くということでしょうか？(JPNIC)
- 本日は、電子化に関する議論を行って頂いた方がよいかと思うが、よろしいか？修正作業については、第1回会合後の修正作業はト部委員にやって頂いたが、今回はどのようにしたらよいか。ト部委員にやって頂くか、JPNICで行うか。どちらがよろしいか。(JPNIC)
- JPNICで作業してもらい、それをト部委員の方でチェックして頂き、その後委員に回覧する、ということでもよろしいのではないか。

- それでよいと思う。
- 答申案作成の最終的な期限はいつになるか。
- 余裕がある。(JPNIC)
- 明確な期限は無いが、次の JPNIC 理事会が 5 月になる。そこに間に合えばよい。(JPNIC)
- 取り敢えずは、3 月末日を目指しては如何か。(JPNIC)
- では、そのように。

(2) 手続きにおける送付方法の電子化について

- 前回の第 1 回会合にて、手続きの電子化の可否について JIPAC の方で確認するということがあった。その後、堀籠委員より、現時点では完全電子化（電子化一本化）は難しいという回答があったかと思う。JIPAC としての見解を少し伺いたい。資料で言うと、項番の 1 と項番の 2 が関係する項番である。
- 現状、申立書や答弁書、証拠の送付方法は、郵送と電子メールの両方で行わなければならないとなっている。前回の第 1 回会合では、電子化一本化がよいのではないかという結論になったのだったと思う。しかし、電子化一本化は早期には難しいため、最終的には電子化一本化とすべきだが、郵送と電子メールのいずれかで送ればよいとすればよいのではないか、との意見も暫定案として出されたのだったと思う。
- 第 1 回会合で、JIPAC のサーバ容量の限界の話が出た。仮にサーバに十分な余裕がある場合であっても完全電子化は難しいのだろうか？勿論、電子メールの限界はある。証拠物の実物をどうしても直接見て欲しいと要望される場合など。しかし、FAX 送付が時代にそぐわなくなってきたということであれば、文書化できるものであれば郵送または電子化で、そして、可能ならば、電子化に一本化していくことはできないものだろうか。サイバースクワッティングに関する話を原始的な方法で扱っているというのも、如何なものかと思う。サーバの容量の問題以外で電子化への障壁となるものがあるとするれば、どのようなものか？教えて頂きたい。
- 申立人や登録者が JIPAC に送る場合も送付方法を電子化し、そして、JIPAC が申立人/登録者に送る場合も送付方法を電子化する。送付方法は電子的な方法のみ、ということではよろしいか？(JIPAC)
- そうです。
- サーバ容量の問題を考えなくてよいのであれば、事務的には障壁は無い。(JIPAC)
- 提出物の受付日の問題はどうか。
- 受付日の問題は、また別の問題。仮に 4 月 1 日までとした場合、現在は、JIPAC が開いている時間に届かなければならないとされている。(JIPAC)
- 現在は、郵送で届く場合、時間指定はされていないのか？
- 現在は、郵送の場合、ほとんどは書き留めで届く。郵便局は JIPAC が開いている時間にしか来ないので、夜間に配達に来ることは無い。(JIPAC)
- つまり、時間に関する規定を設けておけば、JIPAC の営業時間が過ぎてから配達されたものを「その日の内に届いているはずだ」と言われずに済むということか。
- そのとおり。また、パネリストや事件管理者は資料を紙の状態で見ることには慣れているので、

そこは予め納得してもらわないといけない。(JIPAC)

- プリントアウトを誰がやるのか？ということか？
- そのとおり。電子ファイルで送った場合、先方でプリントアウトしなければならなくなる。(JIPAC)
- 紙で送付された場合、コピーの必要はないのか？
- ない。現在の手続きでは、相手方に送る分、副本まで当事者がコピーして JIPAC に送ってくるので、JIPAC でコピー作業は生じない。(JIPAC)
- つまり、電子化した場合、パネリスト等が電子データで送られてきたものを自分で印刷しなければならなくなり、その負担に難色を示される可能性があるということか。
- そのとおり。先生方には負担をおかけすることになる可能性があるということ。(JIPAC)
- クラウド方式が実現したとしても、プリントアウトの手間は生じる。ただ、それは、電子化を考えるなら避けられない話。
- JIPAC から電子メールで送付する場合、送付先の受信容量の問題もある。割とよくあるのが、先方のメールサーバが容量オーバーで「送れませんでした」とのエラーメッセージが返って来ること。クラウド方式を採らないと送付先で同じ問題が起きる。(JIPAC)
- 結局サーバの容量の問題に帰着するということか。
- そのとおり。そして、JIPAC のサーバ容量の問題だけではなく、送付先のサーバ容量の問題もあるということ。(JIPAC)
- 「ここからダウンロードして下さい」との案内メールだけであれば、先方ではじかれることは無いのでは？
- そのとおり。JIPAC がクラウドの仕組みを持てば問題無い。(JIPAC)
- 電子メールで送付されてきた資料類を JIPAC がサーバにアップして、そこからダウンロードして下さいという案内メールを JIPAC が相手方に送るということか。
- 電子メールでまずは送ってみて、エラーが返って来なければよしとする、という方法もあるか。
- 二通りの方法を設けると曖昧さが残るのでは。(JPNIC)
- そうだが、事務的には楽だと思う。どの程度の頻度でエラーが返って来ているかにもよると思うが、エラーが返って来ることがあまり無いのであれば、単純に転送するのが一番早いとは思うので。
- JIPAC の事務処理担当者としてはどうか。
- 事務処理担当者の立場から言うと、統一しないとダメだと思う。電子メールとクラウドと両方という形を採ってしまうと、後日、「この案件はどちらの送付方法を使ったのだったっけ？」と、分らなくなるということが起きる。JIPAC の他の事業では完全電子化されているものもあり、クラウド上にエクスペローラ的なものがあり、そこに事件ごとにフォルダを作る方法を採っている。(JIPAC)
- クラウド方式を採れば、電子メールの容量の心配も無くなるということか？
- 一切無くなる。(JIPAC)
- 電子メールを送付する場合、発信した時間と到着した時間の差の問題はどうなるのだろうか？
- 相手方のメールサーバがあふれて受け取れないのと似た問題か。JIPAC 事務局からは通知した筈なのに、届いていない。あるいは、相手のサーバの問題やネットワークの都合で、1 日遅れ

て受け取った、3日遅れて受け取った等は技術的には起こり得ると思う。(JPNIC)

- 郵便でも同じ問題は起き得るが。
- ファイルサーバに置いてダウンロードしてもらう場合は、相手がダウンロードしたことを把握できるという意味で、書留的な効果も得られるかと思う。(JPNIC)
- 過去の記録の管理はどのようになっているか。
- JIPAC の別事業である「必須判定」という事業の方では、完全に電子化されている。紙媒体による手続きが行われていた当時と同じような感じでクラウド上に事件フォルダを作っている。そのフォルダの中に、申立書、通知書、判定書等を保存している。事件の終了後は期限を決めて、その期限が過ぎたらクラウド上の事件フォルダを削除し、そっくり JIPAC のサーバに移す。バックアップも別にとっている。それがかつての紙媒体による記録の代わりということ。ただ、クラウド上の事件フォルダにあるファイルは JIPAC のサーバの事件フォルダに保管しているファイルとは完全に同一ではない。クラウド上の事件フォルダは申請者も見ることができるのだが、JIPAC のサーバの事件フォルダには判定人と JIPAC しか使わないファイルなどが含まれるため、中身が若干違うので。(JIPAC)
- そのようなシステムができれば話がかなり違ってくる。
- 仕組みをそのように変えるかどうか。(JPNIC)
- 長期的に考えた方がよいのではないか。この事業を始めてかなりの時間が経過した。技術は相当進歩しているのに、事業を始めた当時の設計のまま。別事業でクラウドを利用しているのであれば、クラウド方式の導入を考えてもよいのではないだろうか。資金負担の問題は残るが。
- JIPAC としても、電子化する場合、電子メールは既にあまりよくなさそう、クラウド方式の方がしっくりくるという気はする。
- 電子化を考えるのであれば、クラウド方式の方がよさそうに思える。(JPNIC)
- 全面的に切り替える場合、技術面も考慮しなければならない。この委員会の任期は半年延長して 2017 年 9 月末日までとなっている。しかし、9 月末日までに間に合わない可能性もあるかなと感じる。間に合わないのが悪いということではなく、9 月末日の時点で一旦第二次答申を出し、2017 年度 DRP 検討委員会を改めて設置するということになるかと思う。(JPNIC)
- この際、全部検討した方がよいと思う。委員会の mandate を超える話のようにも思えるが。
- 答申書ではどの程度定めるのか。システムの仕様の問題は我々にとっては専門外。
- システムの仕様は、答申に入れるというよりも、別に構築し、それを踏まえた答申にして頂くということかと思う。(JPNIC)
- 今までにこうしたケースはなかった。考えるに、紛争処理方針は手続きには一切触れておらず、手続規則は実際の手続きを色濃く反映しているものだと思う。まずはシステムを作るところから。システムは JIPAC の方で作って頂くことにならざるを得ない。システム設計に JPNIC も関与しながら、それを手続規則に反映させていくということになるかと思う。(JPNIC)
- システムが出来れば、それに合わせて規則を作ることができる。申立てをシステム上で出来るのか否かがよく分らないが、申立てより先のことはシステムの中で構築される。相手方には、「あなたに対して申立てが起こされました」という内容の連絡が行き、「資料はここからダウンロードして下さい」となり、資料がダウンロードされたかどうかは先程言われたとおり確認できる。以降、あらゆる資料はクラウド上に置かれる。そして重要なこと、事務局とパネリス

トとの間の連絡、これは外からは見ることができないが別途何らかのシステム上で行われる。最終的なフォルダの管理も含めて全体のシステムをどうするかを考える。将来的に年間何件くらいの申立てがあるかを考えて容量を見積もる。大体、見積もれそうな気はする。現在、JIPACでクラウド方式のシステムを他の用途で導入しているのであれば同じ感じで簡単にできるのではないだろうか。

- 同じ感じで簡単かどうかは分らない。簡単と思いつむのは危険かも知れない。(JPNIC)
- 業者もある程度システムを作っているので、ゼロから作る感じにはならないと思うが。
- クラウド方式にする場合の予算は JIPAC で負担するのか。
- 今の時点で即答できない。JIPAC に委託することになった経緯の詳細を確認する必要がある。(JPNIC)
- 現在はどのような契約になっているのか。
- JPNIC・JIPAC 間で金銭を伴った契約にはなっていない。クラウド化はコストがかかる話なので何らかの取り決めがなされることになるかも知れないが。(JPNIC)
- 1 件あたり幾らといった申立費用が決められていて、それが全額 JIPAC の収入になっており、サーバ管理費用や担当職員の人件費などに充てられている、という理解でよろしいか？
- そのとおり。ただ、JIPAC において、申立費用のほとんどはパネリスト報酬に消える。(JIPAC)
- JIPAC としては、コストとしては、人件費と原価償却されたサーバの費用その他というところか？
- そのとおり。(JIPAC)
- 新規にシステムを構築するとなれば当然お金がかかる。それを誰が負担するのか？JPNIC はある種の受益者であるから、システム構築の初期投資費用だけについてだけの話にはなると思うが、無償の委任契約になっているものを 1 年だけ有償委任に切り替えて、見合う費用を支払ってシステムを構築してもらうことになるのかなと思う。その後の維持費用の話はどうか、メンテナンス費用を払うか、無償でという話になるか、交渉の話になる。根本的なことが決まないと動きようがない。
- JIPAC は、日弁連と弁理士会からの運営費用支弁によってやり繰りしてきた。過去、ドメイン名紛争については大きな投資は必要なく、人件費のみだった。しかし、大きな投資となると大きな問題がある。
- JPNIC が JP-DRP を面倒みている形になっている以上、変えるときのコストはこちらが持つのだろうかという意識はある。ただ、お金がかかる話なので要検討である。JPNIC がやっている別の仕事でデータエスクローというものがある。データエスクローにおいては、大変なシステムが必要なのだが、データエスクローエージェントに JPNIC から機械を貸与し、費用は JPNIC が一旦負担するが、実質 JP ドメイン名の登録料から支弁されている。DRP に関して要するコストは、JP ドメイン名の登録料から JPRS に支弁してもらうことになる。元々のソースはドメイン名登録者ということになるが、JPRS と合意の上で進めなければならない。(JPNIC)
- データエスクローではシステムを貸与しているのか。
- 貸与している。(JPNIC)
- JPNIC がシステムを用意してアクセス権限を JIPAC に付与するのでも問題ないのでは？
- それでもよい。(JPNIC)

- 本来の建前では、紛争処理機関も変わり得る前提で作られている。例えば、WIPO も幾つかある紛争処理機関の内の一に過ぎず、紛争処理機関の中には DRP の紛争処理を一旦引き受けたものの止めてしまったところもあり、入れ替わりがある。紛争解決の Provider として抽象化されたものは複数あって然るべきで、競争させようというのが元々のアイデアだった。その意味では、JPNIC がシステムを持って管理業務を行って頂くという方が筋としては通り易いのではないか。
- その考え方も理解はできるが、別の考え方もあると思う。JIPAC も既に別件で似たようなシステムを持っている訳であり、そちらにシステムを構築した方が業務定義と configuration で済むということであれば、その方が断然、経済的優位性はある。(JPNIC)
- それでも良いのだが、システムを JPNIC が持つのでは？
- システムを改造するための一時金は負担すべきだとは思う。どちらが効率的かということに尽きるとは思う。(JPNIC)
- JPNIC が作ったシステムを JIPAC が借りるとのこと？
- 別件で稼働中のクラウドシステムをお持ちなので、その上で新たなシステムを作って頂くのであれば、システムまで含めて JIPAC をお願いしているという認識。(JPNIC)
- 誤解があるかも知れないが、現在 JIPAC で使用しているクラウドシステムは、センター独自のシステムではなく、ベンダーによるドキュメントエクステンジサービスというものを利用している。そのため、そのシステムを JIPAC が改築する等はできない。(JIPAC)
- 逆に言うと、プラットフォームはあるので、同じようなものを隣りに作ることはできる、ということか。(JPNIC)
- 同じ仕様で作って欲しい、ただし、今回は JPNIC の名義で作って欲しいと言えば JPNIC 負担で同じようなものを作ることはできるかも知れない。JIPAC 名義だが負担は JPNIC ということもあり得るかも知れない。
- 質問だが、お使いのベンダーのエクステンジサービスは、JIPAC 用にカスタマイズされているという訳ではなく、出来合いのシステムを使っているということか？(JPNIC)
- カスタマイズはされていない。URL をベンダーからもらうだけ。中がエクスプローラの状態になっている。(JIPAC)
- 汎用のクラウド？毎月料金を払う？(JPNIC)
- そのとおり。初期投資に比べたら月額の方が高い。(JIPAC)
- 大体、幾らぐらいなのか？
- 月額 3 万 6000 円。ただし、利用しているベンダーに聞いたところ、容量の小さい 1 ギガ~2 ギガという小さいもので、利用しているベンダーはこのサイズのサービスは今もうやっておらず、今は 100 ギガ~しか扱っていないとのこと。その場合、最低でも月額 9 万からとのこと。(JIPAC)
- なお、今 JIPAC でクラウドを使っている事業は仲裁とか調停的なものではなく、判定。相手方というものが存在しない。日本知的財産仲裁センターが判定人の立場で判定を下す。当事者は、申請者とセンターの二者のみ。申請者も固定の 15 社程度で決ったアカウントを持っている。なので、ドメイン名紛争のように新しい申立人が出てくるというものとは違う。新しいアカウントの費用をどうするのかという問題もある。(JIPAC)

- 成る程。今ある仕組みを使えると思っていたが、かなり違う。自力でシステムを構築する場合、どれぐらいかかるかという問題があることが分った。(JPNIC)
- この手のものをやっている仲裁機関は沢山ある。そうしたところを使っている業者がある。それ程複雑なものでもないと思うが。
- 恐らく、フォルダを分けて、こちらのフォルダは一方の当事者に見せ、もう一方のフォルダはもう一方の当事者に見せるという風に分ければ相手方の秘密を見る危険性も無いし、載せるにも複雑にはならないのでは。(JPNIC)
- JPNIC の職員が短時間で作れそうに思うが？
- システムができて、実際の業務フローを作って検証するとなると 1~2 ヶ月はかかる。9 月までにこだわらない方がよいと思う。(JPNIC)
- セキュリティ面は大丈夫なのか？
- その点は電子化導入時にも問題視され、検討したと聞いている。現在利用しているクラウドの仕組みはアカウントを持っていない限りは絶対にアクセスできないようになっている。(JIPAC)
- 今まで紙で来ていた資料類が pdf でアップロードされて来ることになるが、現在、1 件につき、どの程度の量の資料が提出されるのか？
- 必須判定とドメイン、1 件にかかる容量は同じぐらい。幅はあって、10 メガから 100 メガの間。常に 20 件ぐらいある必須判定が 2 ギガの範囲で収まっているので、年間 10 件も無い DRP については 1 ギガもあれば十分だと思う。(JIPAC)
- 現在利用しているベンダーと同じところでなければならぬ理由は無いかも知れない。
- 現在 JIPAC が別事業で利用しているというベンダーは信頼できる業者ではある。(JPNIC)
- 信用してよいかよく分からないクラウド業者は沢山ある。機密保持は大事。(JPNIC)
- 安心できる場所にしたい。トラブルが起きたら大変な労力が必要になる。
- 相手方に見せてはいけないものを見せてしまった等が起きたら、取り返しがつかない。(JPNIC)

(3) 今後の作業について

- 電子メールを通り越してインターネット上のシステムを介した手続きにしていく方がよいだろうという前提で今後進めていくことになる、若干時間が必要。(JPNIC)
- ケースマネジメントのためのプラットフォームのようなものを作成して、それを元に今後はやっていった方がよいのではないだろうか。
- ケースマネジメントとは何か？
- 文字通り「事案管理」。既に JIPAC もなさっていること。事案管理のためのプラットフォームを用意して、申立書や答弁書や主張書面や証拠のやり取り等ができるシステムが今の時代構築させて然るべき。そして、それを元に規則を作る。その旨を今回の第一次答申に入れてしまってもよいと思う。それが JPNIC 理事会で承認されるようであればそれでよい訳であるし、この委員会の mandate が追加されるようであれば、それでもよいのではないだろうか。「JIPAC としてご了承頂けるのであれば」との留保を付けたら、なお安心。JPNIC としての意思決定を理事会で行ってもらい、ケースマネジメントシステムを構築してもらい、それに合った手続規則に変える。JIPAC にはそのように JPNIC から打診をしてもらい、了解を頂けるならシステムに着

手。2017年度内に準備して、2018年度には運用開始できるというイメージなのだが。

- そういう方向性でやるというときに必ず費用面の話が部会が出ると思うので、JPNICの方で負担するという事まで決めて欲しい。費用負担が無ければJIPACとしては問題無いと思う。
- 当然決めないとできないだろうと思う。(JPNIC)
- JPNIC側がベンダーと契約して、サーバの管理権、パスワードをJIPACに渡せばJIPACは費用負担について何も悩まなくて済む。後は、JPNIC内の予算措置の話。
- JPNICの問題というよりも、JPRSがそれを了承するかどうかの話。(JPNIC)
- JPRSはダメとは言わないだろう。Online Resolutionの例に挙げられる話をこんなアナログな方法でやっているとは思っていないのではないかな。
- ダメとは言わないと思う。開発の規模がそれ程大きくもないし。前向きに考えたい。ただお金の問題、それから他にも整えなければならぬことがあるので、少しお時間を頂きたい。(JPNIC)
- 第一次答申に入れるべきかどうかについては、如何か。項番3以降項番12までは第一次答申。それ以外のところについて、電子化を進めるべきということを入れたらどうか？
- 問題ないと思うが、どれぐらいの踏み込み方ができるのか、について少し考えさせて欲しい。今ここで断言できない。(JPNIC)
- 答申を出すのは委員会。
- まず、第一次答申で、JPNICは調べろ、という答申を出してもらえばよいのでは？(JPNIC)
- では、委員長からJPNICに対して、どのような仕組みがあるか調べろ、という答申を出すことに。委員長はそのような内容の答申の原案を出す。
- JIPACより確認だが、クラウド方式を使う場合、紙媒体は完全廃止ということか？(JPNIC)
- その点は確認したかったところ。完全廃止で本当に大丈夫か？(JPNIC)
- JIPAC事務局としては、今のところ思いつくような問題はない。(JIPAC)
- 紙に出来ないようなものを証拠としてどうしても提出したいと言われたケースはあるのか？
- 少なくとも、この1年半の間は無かった。(JIPAC)
- 紙であればスキャンすればよいし、立体物というような話にでもならない限りは問題ないだろう。(JPNIC)
- ドメイン名紛争でよくあるのが、登録者側が、問題の文字列は確かに有名な企業名と同じだが、自分は実際その名称を使っていると主張する場合で、具体的な製品を見て欲しい、証拠として出したい等言われる場合。そうした場合でも写真や動画ファイル等で送るよう言えば問題ないのではないかな。電子的な手段でしか送れませんと定める時点で物での提出を断っていることにはなるが。
- その辺りは、受け付ける形式について具体的に予め定めるとよいのではないかな。立体物については写真に撮って送るように、等、受け付ける形式について。(JPNIC)
- 動画ファイルとか？
- 動画ファイルを受け付けるべきかは、微妙なところではないだろうか。(JPNIC)
- どの形式ならよいのか、決めなければならない。
- 動画ファイルを送ってきたケースはあったか？
- 無い。(JIPAC)

- 判断する要件も少ない。動画ファイルは恐らく要件事実ではない。拒絶しても問題ないだろう。
- テレビコマーシャルを見て欲しい等はどうするか？（JPNIC）
- 動画ファイルを置いて、と言えばよいのではないか。（JPNIC）
- 重いかも知れない。
- 全部を新しいファイルサーバにアップロードしてもらふことにすると重くなるか？しかし、テレビコマーシャル程度であれば、それ程の容量は食わないのではないだろうか？（JPNIC）
- 現実にはそれ程ナンセンスな真似をする人はいないだろうから、問題ないのではないだろうか。

(4) 今後の作業およびスケジュールの確認について

■ 第一次答申のとりまとめ作業について

- 答申に含めて頂く塩梅については、少し時間を頂きたい。（JPNIC）
- 最終第一回答申の確定は、いつ頃か？
- 最初は3月一杯と申し上げた。しかし、いっそのこと電子化に向けてシステムを作ってしまうばよいのではないか？という話になり、揺らいでいる。4月10日ぐらいか。（JPNIC）
- 項番3以降の文言を確定させる。
- 一同、異論無し。

■ システムについて

- 簡単なシステムとは言え、9月末までの半年の間に業務分析、業務定義。（JPNIC）
- 実際に申立てがあった場合のシミュレーションをして操作してみて、となると、半年はそれ程長くはない。（JPNIC）
- 委員会の再度延長は無いのか？
- 9月に結論が出ない場合には、今延長しているのは2016年度検討委員会なので、延長と言うよりも、2017年度検討委員会をお願いする形。締め切りに迫られて議論を打ち切る必要はない。（JPNIC）
- 2018年4月1日にシステムが動き出す、というのは、それ程不可能な目標ではないのではないかと思うが。
- JPNIC内のリソースの問題がある。できるのではないかと思う。（JPNIC）
- 何のリソースか？
- 設計等、人のリソース。（JPNIC）

■ JIPAC内における意見等について

- JIPAC内で異論が出そうな可能性は？
- セキュリティさえ大丈夫なら問題ないのではないか。また、万が一データが消えてしまった場合の懸念ぐらい。現在のシステムを導入したときもそこは指摘された。他は特段現時点では思いつかない。（JIPAC）
- 他は反対は無さそう。
- 紙の場合でも万一火事になって消えてしまったら、という問題はあるので同じことではあるが。

- 事件管理者の方が紙の方がよいと言う可能性はあるか？ (JPNIC)
- 事件管理者については無いと思う。3日（以内に記録を発送しなければならない）という規則のために、事件管理者には紙でも記録を送るが、実際には、事件管理者には予め電子メールでも送ってメールベースでチェックしてもらっている。事件管理者からしたら、何通もメールを送って来られるよりも一つのフォルダを見れば全部確認することができる方が楽だと思う。
(JIPAC)
- 電子化へのハードルは高いと思っていたが、そうでもなかった。
- 電子化というよりも、送付手段としての電子メールが厄介。
- 電子化と郵送と送付手段が混在すると混乱する。(JIPAC)
- それを（混乱の元なので）止めたいというのがそもそもの話だった。
- 合理的だと思う。アメリカ仲裁協会で研修したことがあるが、5年前の話だが、既にクラウド化されていた。申立書やその他の書類、すべてアップロードするようになっており、ケースマネージャーは一覧表を見れば、そこから資料を見たりダウンロードしたりできるようになっていた。アメリカ仲裁協会扱う案件数が非常に多いので、そうならざるを得なかったのだと思うが、ケース管理としては、合理性を追求するなら、そのようになると思う。

3. 今後の予定

ト部委員より、今後の会合の予定等について確認があった。JPNIC 曾根理事および前村より、4月10日を目処に第一次答申案を委員会より提出頂ければ、JPNIC は第一次答申を理事会に諮ることになると説明した。また、JPNIC は、クラウド化に向けたシステムの案が出来た段階で一度委員会に確認頂くことになること、また、その目処としては夏頃になるのではないかと回答した。

4. その他

■ JIPAC からの要望、意見等について

- JIPAC より、送付手段の電子化の問題以外についても、何かコメントがあれば伺いたい。
- JIPAC より特にコメントは出されなかった。

■ 最近の申立ての傾向について

- 最近の申立ての傾向について。
- JIPAC 裁定後に裁判になるケースが多くなっている。以前は登録者側が反論してこないケースもかなり多かったが、最近では登録者側が反論を提出したり登録者側に代理人がつくケースも増えており、登録者側の半数程には代理人が付いている。(JIPAC)
- 訴訟に持ち込まれるケースが増えている要因として、明らかなサイバースクワッティング事例がこれまでの DRP の運用で一掃されたことが考えられるか。
- 明らかにドメイン名販売を目的としているケースでも代理人が付いて反論を提出してくるケースが最近何件か生じており、関連性はないように思う。(JIPAC)
- 最近の事例で、登録者側が応答せず、移転裁定に至ったが、JPRS より登録者に移転裁定に従っ

て移転する旨の連絡をしたところ、登録者側より、日本語は読めない旨の応答があったケースがあった。(JIPAC)

- 手続言語はどのようになっていたか。
- 原則日本語とされているが、パネルの裁量によるとされている。(JIPAC)
- 日本語が分からない人が JP ドメイン名を取得しているケースは多いのだろうか。
- ローカルプレゼンスを課しているのも多いということはないが、あることはある。少し前に、ブラジルのジョアンペソアでの会合に行ったところ、参加者の多くはローカルプレゼンスがないにも拘わらず、JP ドメインを持っていた。ジョアンペソア、頭文字が JP なので。(JPNIC)
- 本来、日本の ccTLD は NIPPON、つまり NP であるべきだと主張する人もいる。ただ、NP はネパールに割り振られている。(JPNIC)
- 日本より外国の方がサイバースクワッティングは盛んなのだろうか。中国では日本に関する名称商標は取られている。

■ 裁定文における個人情報の扱いについて

- 裁定文における個人情報の件について JIPAC より確認させて欲しい。
- 個人情報の開示は JPNIC が決めることなので、裁定には個人情報であってもそのまま書いてもらえばよいという結論。(JPNIC)
- WHOIS の登録情報と答弁書に書かれている情報が異なる場合は、裁定にはどちらを書けばよいのだろうか。WHOIS の情報でよいのか。(JIPAC)
- 今回の委員会の結論としては、形式主義にという結論。つまりは、WHOIS 登録情報のとおりでよいということだったと思う。(JPNIC)
- 迷いが無いルールにしておいた方がよいのではないか。
- 項番 4 にあたる話。不正が認定された場合や別人が名乗り出たケースについては、ケースバイケースとし、パネリストの判断で裁定文に書く書かないを決めるという結論。

■ 今後の作業確認と課題

- 資料 1 および資料 2 を、本会合の内容を反映して修正する。電子化の方向性も盛り込む。電子化の方向性の答申を委員会から頂き、JPNIC 理事会で承認を得る。また、システム開発に向けた段取りの調整。(JPNIC)
- 前回会合の議事録は、今週中で確定させる。委員は最終議事録案を今週一杯で確認。(JPNIC)
- この第 2 回会合の議事録も JPNIC が作成する。(JPNIC)
- 電子化に向けた作業を待つ。様子を見る。システムに関する作業が予定どおりに進むとして、次の委員会招集は夏または秋以降か。
- システム開発が予定どおり進めば、そのようになる。
- システムについては委員の方でやらなければならないことはないと思う。システムが出来上がった後、それを手続きに反映させていく、という段階で委員会が動く必要がある。
- JIPAC と JPNIC、JPRS で交流をもう少し持った方がよいのでは。パネリストの方々の顔が見えない。向こうからもこちらが見えないのだと思う。懇談懇親の機会があれば。
- 三者会議とパネリスト研修を年に 1 回は行うようにしたいと思っている。連絡を蜜にとってい

くようにしたい。パネリスト研修のときに DRP 検討委員会の委員の方々にも来て頂く等があればと思う。(JPNIC)

- 電子化に向けて改定した場合、パネリストの方々、実際に使う方々に説明の必要がある。(JPNIC)
- 2018 年度は課題の多い年になる。(JPNIC)

以上をもって議事は終了し、14 時 21 分に委員長の井上氏により閉会された。

以上